○農林水産省令第四十九号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第二項第二号（同法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第二（第十六条関係）	
農産物検査を行う農産物の種類	機械器具その他の設備
（略）	（略）
小麦、はだか麦	一～五　（略） 六　常圧加熱乾燥法使用機材等 七～十一　（略）
大麦	一～五　（略） 六　常圧加熱乾燥法使用機材等 七～十二　（略）
（略）	（略）

改正前	
別表第二（第十六条関係）	
農産物検査を行う農産物の種類	機械器具その他の設備
（略）	（略）
小麦、はだか麦	一～五　（略） 六　常圧加熱乾燥法使用機材 七～十一　（略）
大麦	一～五　（略） 六　常圧加熱乾燥法使用機材 七～十二　（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和八年六月三十日から施行する。

○農林水産省
経済産業省
環境省令第一号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令

次に掲げる省令の様式中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

一　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年経済産業省令第二号）　別記様式　農林水産省
環境省

二　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年経済産業省令第一号）　別記様式　農林水産省
環境省

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○国土交通省
環境省令第一号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則（令和六年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

農林水産省
環境省